

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} キタガワ ガス 北川ガス株式会社
 住所 〒639-2311 奈良県 御所市大字小林4番地
 代表者氏名 ^{フリガナ} キタガワ マサト 代表取締役 北川 賢人
 電話番号 0745-62-5111
 FAX番号 0745-62-5100
 メールアドレス m.kitagawa@kitagawagas.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 〇 年 月 日

申請者 氏名又は名称

北川ガス株式会社

住 所

〒639-2311

奈良県御所市大字小林41番地

代表者氏名

キタ ガフ マサ ト

代表取締役

北川 賢人



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
キタ ガフ マサ ト 代表取締役 北川 賢人 キタ ガフ マサ ト 取締役 北川 義人 キタ ガフ マサ ト 取締役 北川 恭子 キタ ガフ マサ ト 取締役 北川 実央	
事業の範囲	給排水、管、住宅設備機器設備等の工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	北川ガス株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 〒639-2311 住所 奈良県御所市大字小浜41番地 電話番号 0745-62-5111 F AX番号 0745-62-5100 メールアドレス m.kitagawa@kitagawagas.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
代表取締役 北川賢人	第233782号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	LI ELEX 250mm	1	
	〃	カクダイ SK-4	3	
	塩ビカッター	MCC VC-42 AXMAN EC-26A	1 1	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	パイバテック RB-106	1	
	やすり	250 平型	1	
	119°ねじ切り器	REX-N40A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスファンパ式 REX トーチランプ 200	1	
	パイプレンチ	MCC 350 MCC 600	1 1	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T-50K-P キョーフ	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

北川ガス株式会社

住 所

奈良県御所市大字小林41番地

代表者氏名

代表取締役 北川賢人



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県御所市大字小林41番地
北川ガス株式会社

会社法人等番号	1500-01-020648
商号	北川ガス株式会社
本店	奈良県御所市大字小林41番地
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。
会社成立の年月日	平成28年4月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>石油および石油加工品ならびに石油副製品一切の販売</u> 2. <u>高圧ガスの製造販売およびその他燃料一切の販売</u> 3. <u>消火器、その他防火用具・住宅設備機器等の機器ならびに自動車用品・部品の販売</u> 4. <u>米穀・一般穀物、飲食料品、酒類、塩、煙草、郵便切手および収入印紙、衣料品、日用雑貨品、家具製品、スポーツ用品、貴金属製品、装飾品、玩具、書籍等の販売、日用品の小売業</u> 5. <u>化学薬品、工業用薬品、毒物劇物、医療機器、電子部品、肥料・園芸用品等の販売</u> 6. <u>燃焼機器（ガスコンロ・石油ストーブ・給湯器等）、家庭用電気製品の製造および販売</u> 7. <u>自動車およびその整備機器、給油所機器、容器・メーター、事務用機器等の販売、幹旋、リース業およびレンタル業</u> 8. <u>損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務および各種代理業</u> 9. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理</u> 10. <u>飲食店、スポーツ・文化施設および駐車場の経営ならびに旅行代理店業</u> 11. <u>建設工事の設計、施工、管理および請負</u> 12. <u>給排水、管、住宅設備機器設備等の工事</u> 13. <u>貨物自動車運送業およびその配達請負</u> 14. <u>情報処理・提供その他の情報サービス業</u> 15. <u>電気事業法に基づく電力の販売および製造、自動車等への電気の供給ならびに充電設備の販売、幹旋およびリース業</u> 16. <u>ガス事業法に基づく一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業およびガス導管事業</u> 17. <u>原油、石油製品、船舶用燃料油および潤滑油の売買</u> 18. <u>倉庫業およびタンクの賃貸借業務</u> 19. <u>太陽光発電装置、電池およびその周辺機器、それらに関するシステムの販売、リース業、レンタル業ならびに保守管理</u> 20. <u>建築物・産業用等に付帯関連するリース、設置、運転および保守</u> 21. <u>建築物・産業用等のエネルギー利用に関するコンサルティング</u> 22. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u>

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 石油および石油加工品ならびに石油副製品一切の販売 2. 高圧ガスの製造販売およびその他燃料一切の販売 3. 消火器、その他防火用具・住宅設備機器等の機器ならびに自動車用品・部品の販売 4. 米穀・一般穀物、飲食料品、酒類、塩、煙草、郵便切手および収入印紙、衣料品、日用雑貨品、家具製品、スポーツ用品、貴金属製品、装飾品、玩具、書籍等の販売、日用品の小売業 5. 化学薬品、工業用薬品、毒物劇物、医療機器、電子部品、肥料・園芸用品等の販売 6. 燃焼機器（ガスコンロ・石油ストーブ・給湯器等）、家庭用電気製品の製造および販売 7. 自動車およびその整備機器、給油所機器、容器・メーター、事務用機器等の販売、斡旋、リース業およびレンタル業 8. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務および各種代理業 9. 不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理 10. 飲食店、スポーツ・文化施設および駐車場の経営ならびに旅行代理店業 11. 建設工事の設計、施工、管理および請負 12. 給排水、管、住宅設備機器設備等の工事 13. 貨物自動車運送業およびその配達請負 14. 情報処理・提供その他の情報サービス業 15. 電気事業法に基づく電力の販売および製造、自動車等への電気の供給ならびに充電設備の販売、斡旋およびリース業 16. ガス事業法に基づく一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業およびガス導管事業 17. 原油、石油製品、船舶用燃料油および潤滑油の売買 18. 倉庫業およびタンクの賃貸借業務 19. 太陽光発電装置、電池およびその周辺機器、それらに関するシステムの販売、リース業、レンタル業ならびに保守管理 20. 建築物・産業用等に付帯関連するリース、設置、運転および保守 21. 建築物・産業用等のエネルギー利用に関するコンサルティング 22. 建設業 23. 前各号に付帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">令和 2年 4月10日変更 令和 2年 4月14日登記</p>
発行可能株式総数	10万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万株
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 北 川 義 人
	取締役 北 川 恭 子

奈良県御所市大字小林41番地
北川ガス株式会社

	取締役	北川賢人	
	取締役	北川実央	
	<u>奈良県御所市大字小林41番地</u> 代表取締役	<u>北川義人</u>	令和2年4月10日辞任
			令和2年4月14日登記
	奈良県御所市大字小林41番地 代表取締役	北川賢人	令和2年4月10日就任
		令和2年4月14日登記	
登記記録に関する事項	設立		平成28年4月1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年5月12日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉本孝誠



北川ガス株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、北川ガス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 石油および石油加工品ならびに石油副製品一切の販売
- 2 高圧ガスの製造販売およびその他燃料一切の販売
- 3 消火器、その他防火用具・住宅設備機器等の機器ならびに自動車用品・部品の販売
- 4 米穀・一般穀物、飲食料品、酒類、塩、煙草、郵便切手および収入印紙衣料品、日用雑貨品、家具製品、スポーツ用品、貴金属製品、装飾品玩具、書籍等の販売、日用品の小売業
- 5 化学薬品、工業用薬品、毒物劇物、医療機器、電子部品、肥料・園芸用品等の販売
- 6 燃焼機器(ガスコンロ・石油ストーブ・給湯器等)、家庭用電気製品の製造および販売
- 7 自動車およびその整備機器、給油所機器、容器・メーター、事務用機器等の販売、斡旋、リース業およびレンタル業
- 8 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務および各種代理業
- 9 不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理
- 10 飲食店、スポーツ・文化施設および駐車場の経営ならびに旅行代理店業
- 11 建設工事の設計、施工、管理および請負
- 12 給排水、管、住宅設備機器設備等の工事
- 13 貨物自動車運送業およびその配達請負
- 14 情報処理・提供その他の情報サービス業
- 15 電気事業法に基づく電力の販売および製造、自動車等への電気の供給ならびに充電設備の販売、斡旋およびリース業
- 16 ガス事業法に基づく一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業およびガス導管事業
- 17 原油、石油製品、船舶用燃料油および潤滑油の売買
- 18 倉庫業およびタンクの賃貸借業務
- 19 太陽光発電装置、電池およびその周辺機器、それらに関するシステムの販売、リース業、レンタル業ならびに保守管理
- 20 建築物・産業用等に付帯関連するリース、設置、運転および保守
- 21 建築物・産業用等のエネルギー利用に関するコンサルティング
- 22 建設業
- 23 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県御所市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報によって行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当会社の株式を取得した者が株主名簿への記載を請求するには、当会社所定の請求書に取得者及び株主名簿に記載又は記載された株主が記名押印して提出しなければならない。上記以外の方法により株主名簿への記載を請求する場合は、請求書に取得したことを証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

- ② 株主総会の議長は社長たる取締役がこれに当たる。
③ 取締役社長に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
④ 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(招集手続きの省略)

第16条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取 締 役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役が1名の場合は当該取締役を代表取締役とし、取締役を2名以上置く場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、当会社の業務は社長がこれを執行する。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

2 剰余金の配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第25条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

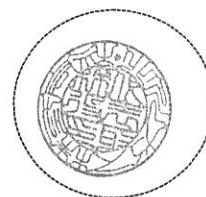
以上、現行定款に相違ありません。

令和2年4月10日

奈良県御所市大字小林41番地

北川ガス株式会社

代表取締役 北川 賢人

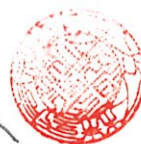


この定款の写は、原本に相違ありません

令和2年8月2日

北川ガス株式会社

代表取締役 北川 賢人



給水装置工事主任技術者証

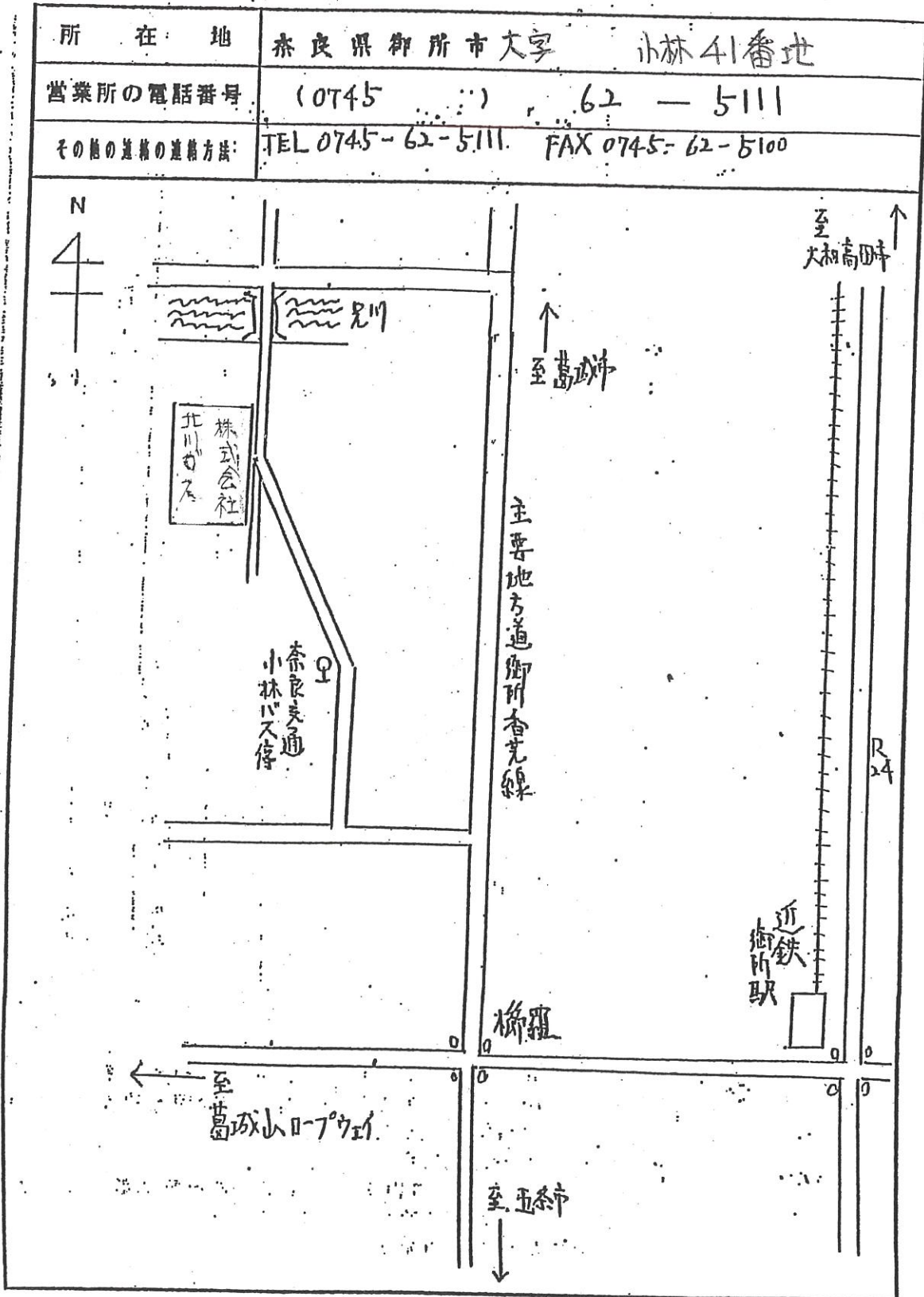


免状番号 第233782号
交付年月日 平成18年 2月17日
本 籍 奈良県
フリガナ キタガワ マサト
氏 名 北川 賢人
生年月日 昭和58年 8月 2日

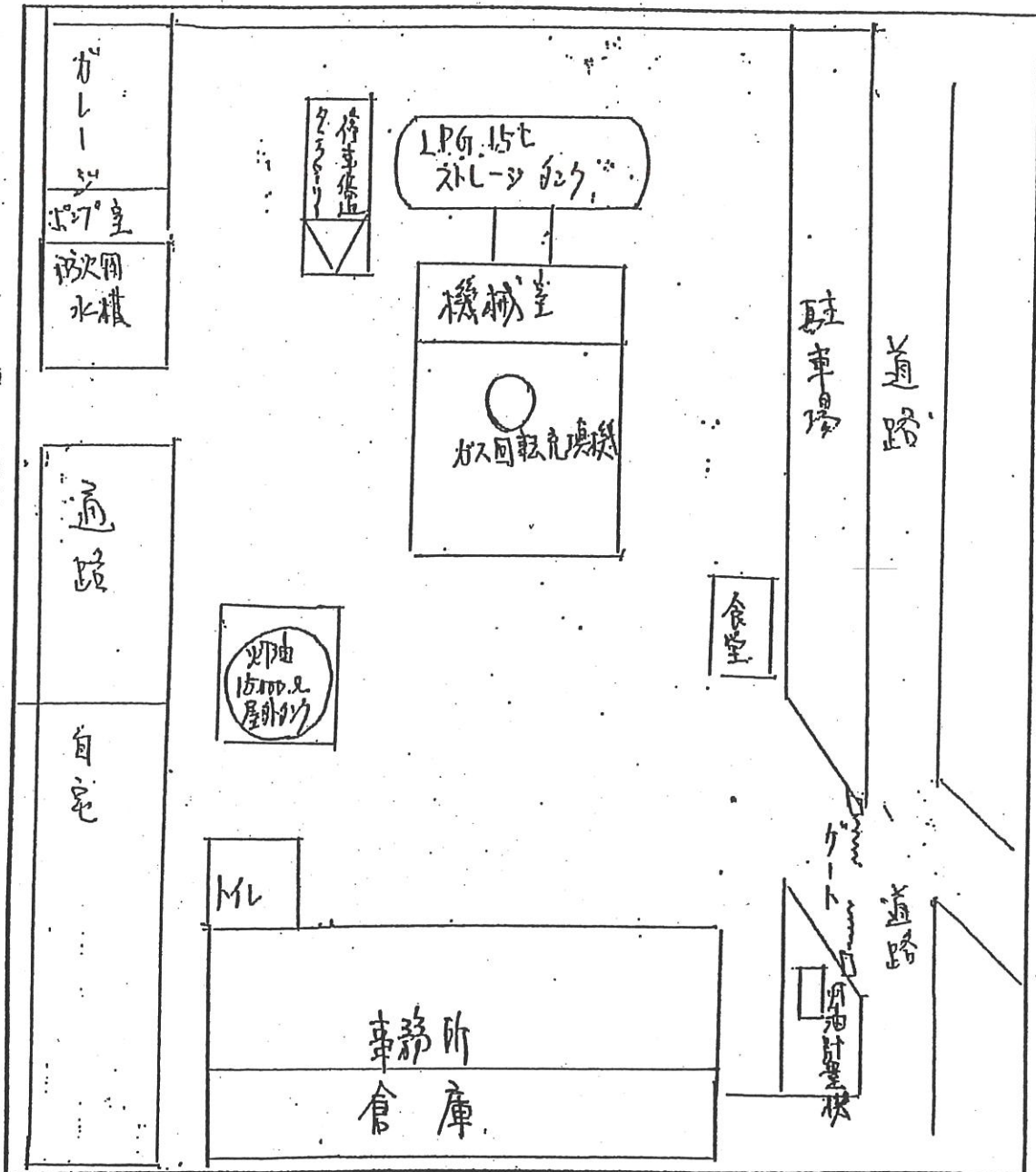
財団法人 給水工事技術振興財団理事長



営業所の所在地略図 (付近見取図)
 (最寄りの交通機関を、わかりやすく記入すること)



営業所敷地の建物・フロアの配置図

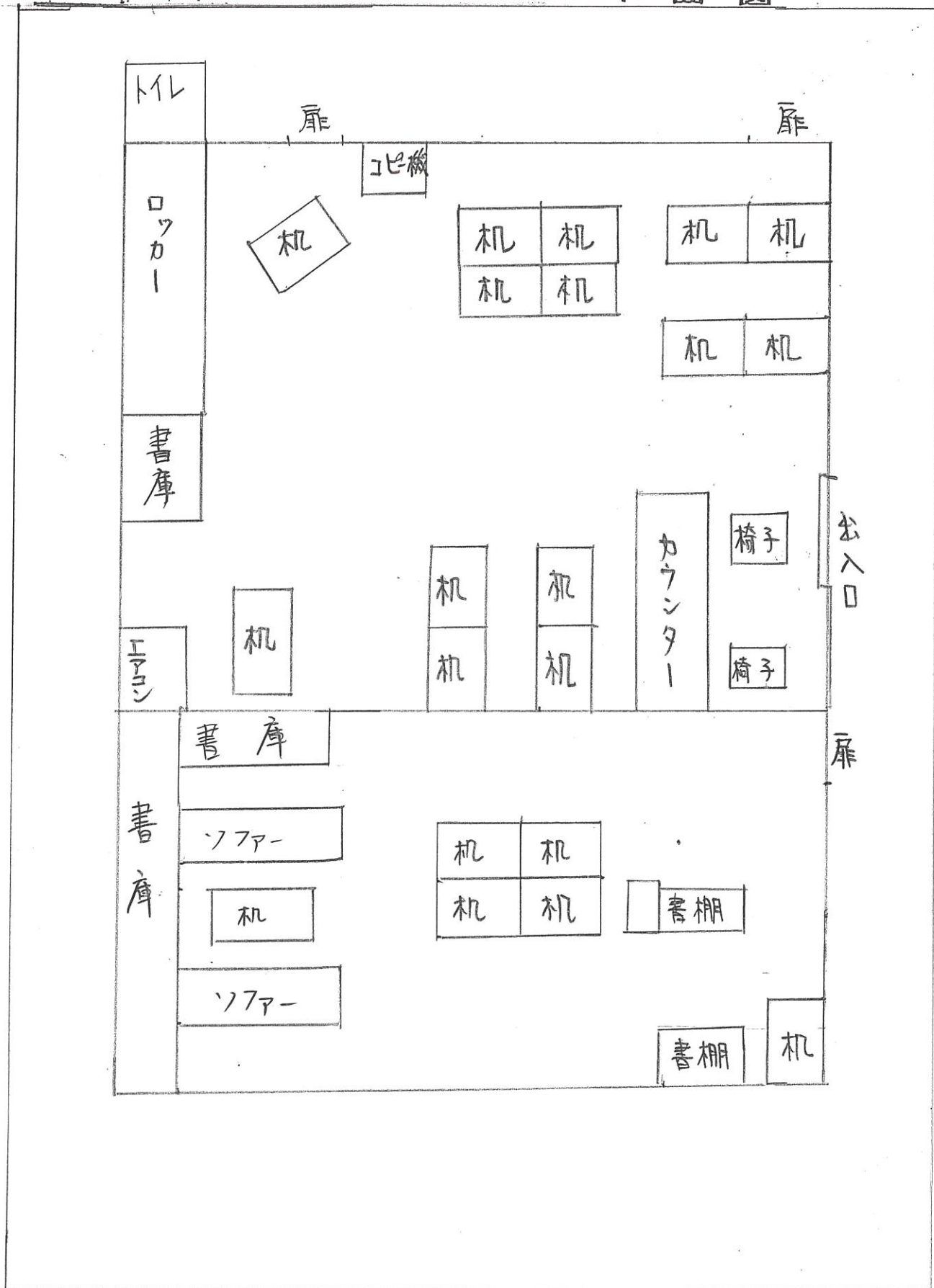


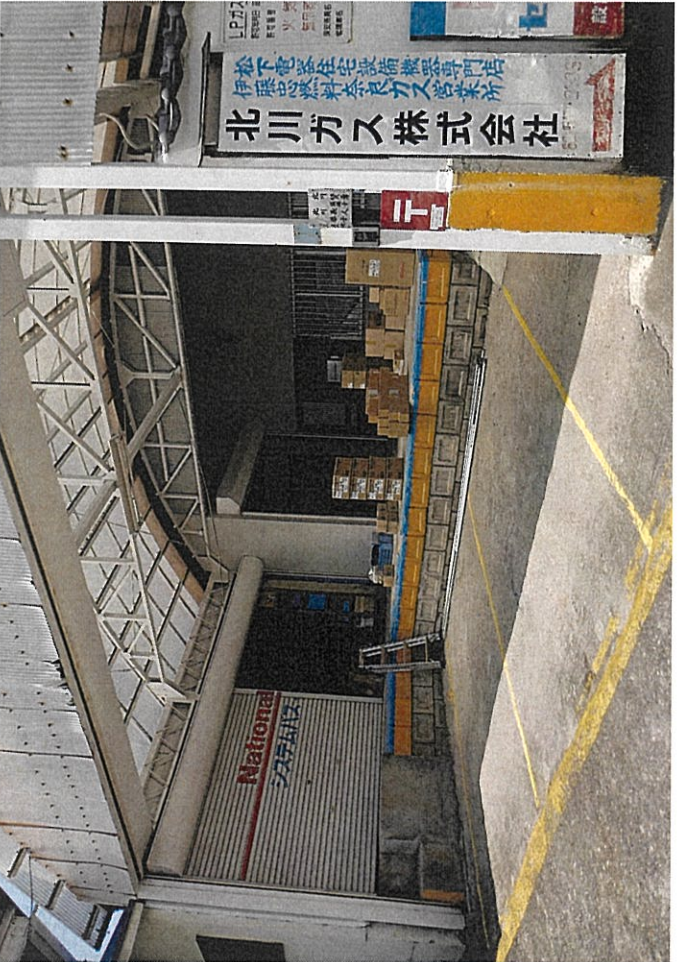
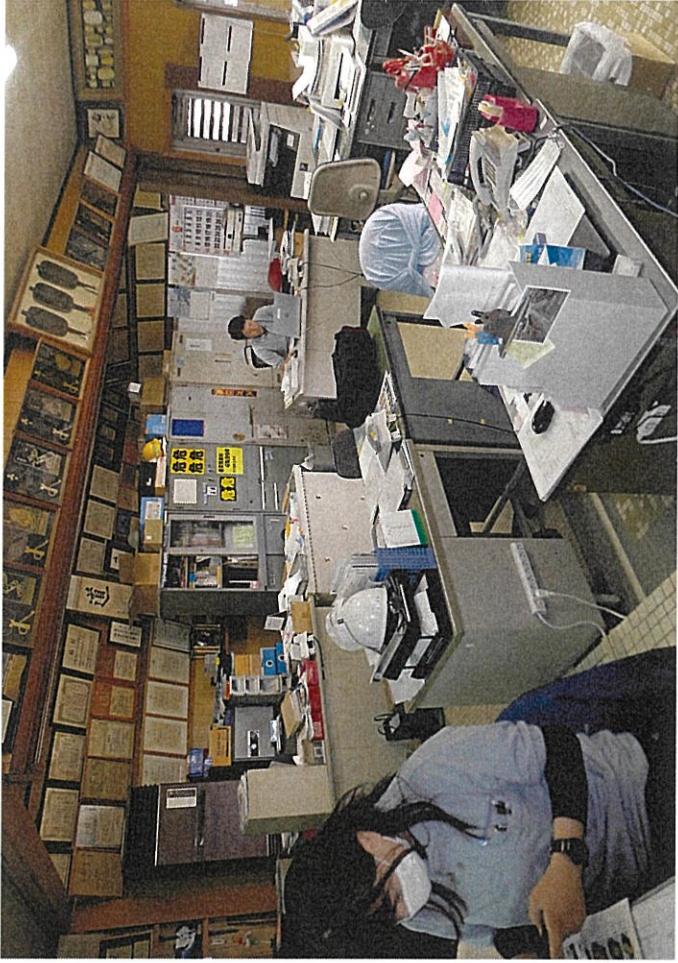
(記載上の注意)

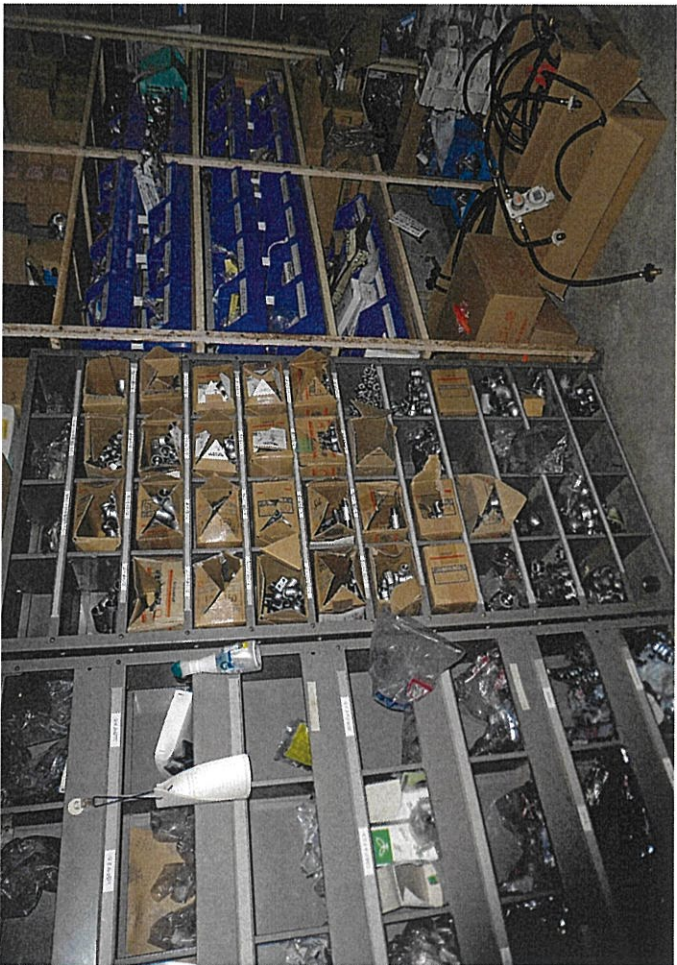
- 1 営業所と同一敷地内にある建物はすべて(住居、店舗等)記入すること。
(たとえば店舗が建物の一画の場合は、その建物全体の見取図を書くこと。)
- 2 建物が高層の場合は、同一フロアを書くこと。
その際は、営業所が何階にあるかを明記すること。
- 3 トイレ(WC)、居間(LR)、食堂(K)など建物並びに部屋の使用目的等、参考となる事項は具体的に記入すること。なお、寸法の記載は要しない。
- 4 敷地に接する道路及び駐車場なども明記すること。
- 5 方位も記入すること。

北川ガス株式会社

営業所構造設備・平面図










指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} キタガワ ガス 北川ガス株式会社
 住所 〒639-2311 奈良県 御所市大字小林 41番地
 代表者氏名 ^{フリガナ} キタガワ マサト 代表取締役 北川 賢人
 電話番号 0745-62-5111
 FAX番号 0745-62-5100
 メールアドレス m.kitagawa@kitagawagas.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

届出者

氏名又は名称

北川ガス株式会社

住 所

奈良県 御所市 大字 小鉢 1-1-1 番地

代表者氏名

代表取締役

北川 賢人



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	北川ガス株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
代表取締役 北川 賢人	第233782号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第233782号
交付年月日 平成18年 2月17日
本 籍 奈良県
フリガナ キタガワ マサト
氏 名 北川 賢人
生年月日 昭和58年 8月 2日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

